

日本政府からの書簡（仮訳）

2024年4月4日

UNRWA 渉外・広報局パートナーシップ部長  
カリーム・アメル殿

本使はここに、貴官に対し、日本政府が、国連パレスチナ難民救済事業機関（UNRWA）に対し、添付のリストに掲載されたプロジェクト（以下「プロジェクト」という。）の実施のために、3,531万87米ドル（以下「贈与」という。）の拠出を決定したことを通知する。

日本政府は、UNRWA が指定した口座に贈与の支払を行う。

本使は、また、貴官に対し、日本政府が、UNRWA が次のことを確保するよう要請することを通知する。

- (1) 贈与及びその利子が、直ちに、適切に、かつ、専ら添付リストに記載されたプロジェクトに使用されること、軍事目的に使用されないこと並びに UNRWA の規則、規定、指令及び手続に沿って管理されること。
- (2) 報道発表又は開始式の開催など、日本の貢献を広報するために、必要なあらゆる努力がなされること。
- (3) プロジェクトの完了を通知するための書簡及び詳細を記載した報告書が、UNRWA 事務局長名義の報告書の形で日本の関係在外公館に提出されること。
- (4) 日本政府及び UNRWA は、贈与から生ずる又は贈与に関連するあらゆる問題について相互に協議すること。
- (5) プロジェクトの完了の後、日本の贈与及びその利子の未使用残高が、できる限り速やかに日本政府に返金されること。

日本政府は、さらに、2024年3月28日に日本国外務大臣と UNRWA 事務局長との間で行われた討議に沿って、UNRWA に対し、次のコミットメントを確認するよう要請する。

- (6) 支援の進捗状況を監視し、資金のフローの透明性及び追跡性を確保し、並びに支援が対象とする受益者に与える影響を評価するために、新たな「日本・UNRWA プロジェクト管理・モニタリングメカニズム」を設けること。
- (7) 日本の資金によるプロジェクトについて、全ての資金が金融機関を通じて送金され、また、当該金融機関が、資金の受取人及び受益者を米国のリストを含む国際的な制裁リス

トと照合すること。制裁リストとの一致が見つかった場合、UNRWA は直ちにその旨を日本政府に通知するとともに、日本の資金が直接的にも間接的にもその者に送金されないことを確認すること。

- (8) UNRWA は、ガバナンス改革及びガザの復興における取組に関し、女性職員の幹部登用を促進すること。UNRWA は、WPS（女性・平和・安全保障）の概念を反映させ、健全性、中立性及びマネジメントに関する効果的な実行に重点を置きつつ、説明責任及びコンプライアンスの促進・強化を目的として、現場管理責任者及び監督者等の上級管理職レベルにある現場の職員を対象とする研修プログラムを開発し、2023 年度補正予算によるプロジェクトとして実施すること。
- (9) UNRWA は、これらのコミットメントを実施するための活動について報告するとともに、日本及び UNRWA は、上記で言及されたメカニズムを通じ、必要な事後の措置について相互に協議すること。そのような協議に加え、日本の拠出が不適切に使用された場合、日本政府は、拠出の同意の範囲内で、日本の拠出の健全な財務管理を確保するために必要なあらゆる措置をとる権利を留保すること。

敬具

パレスチナ関係担当大使兼  
対パレスチナ日本政府代表事務所長  
中島洋一

【別添】

本贈与は以下の活動に充当される：  
(UNRWA)贈与額 35,310,087 米ドル

内訳

番号	プロジェクト名	事業地	拠出額 (米ドル)
1	UNRWA 緊急アピール支援：ガザにおける緊急時の日用品キット (dignity kit) 及び幼児向け衛生用品の配布	ガザ地区	10,094,726
2	紛争の影響を受けた西岸地区で必要不可欠なサービスと人道支援の提供	西岸地区	2,956,834
3	シリアの脆弱なパレスチナ難民に対する緊急復興及び人道支援の提供	シリア	12,566,546
4	最も脆弱ながん患者への救命支援	レバノン	2,134,834
5	ヨルダンのパレスチナ難民に対する教育面、心理社会面及び保護上のサービスにおける人道支援	ヨルダン	3,325,855
6	パレスチナ難民への医療サービス及び UNRWA のガバナンス強化トレーニングの提供	広域 (西岸地区、シリア、レバノン、ヨルダン)	4,231,292
		合計:	35,310,087